

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童の保護者に対して、補聴器の購入または修理にかかる費用を助成する事業です。

言語の習得や教育等における健全な発達の支援を目的としています。

1. 対象となる方（（１）～（６）全てに該当する方が対象です）

- （１） 市内に住所を有する１８歳未満の児童
- （２） 両耳の聴力レベルが３０デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象外の方
- （３） 一時的な聴力低下ではなく、治療により聴力が回復する見込みがない方
- （４） 医師の判断により、補聴器の装用で言語の習得等一定の効果が期待できる方
- （５） 保護者の属する同一世帯員に市町村民税所得割が４６万円以上の世帯員がいない方
- （６） 対象児が、労働者災害補償保険法その他法令に基づく給付により、本事業による助成に相当するものを受けられない方

2. 申請に必要な書類（購入前に申請が必要です。購入後は対象になりません）

- （１） 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
- （２） 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成意見書（※）
- （３） 意見書の処方に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- （４） 保護者が属する住民基本台帳上の同一世帯員について、市町村民税額が確認できる書類（最新年度の所得課税証明書）

その他、必要に応じて書類を追加で提出していただく場合があります。

※（２）は、新たに補聴器を購入する場合に必要です。

3. 提出先

千歳市保健福祉部障がい者支援課 第２庁舎１階 ６番窓口

4. 問合せ先

ご不明な点があれば、お問合せください。

電話 0123-24-0327

ファックス 0123-23-6700